

令和元年 8 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和元年 8 月 26 日（月）午後 2 時 30 分

場所：本庁舎 5 階 5-1 会議室・5-2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年8月26日（月）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 6 番	櫻 井 一 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 7 番	佐 藤 賢 一
3 番	吉 原 豊	1 8 番	宮 治 時 男
4 番	熊 山 直 行	1 9 番	與 安 義 昭
5 番	宮 治 潔	2 0 番	加 藤 登
6 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 川 俊 夫
7 番	井 上 哲 夫	2 2 番	佐 藤 智 哉
8 番	古 谷 修 一	2 3 番	鈴 木 隆 弘
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 0 番	齋 藤 義 治	2 5 番	福 岡 則 夫
1 1 番	渡 邊 文 雄		
1 3 番	田 代 恵美子		
1 5 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 2 番	飯 田 芳 一	1 4 番	山 口 貞 雄
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 30号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について
- 日程第 2 議案第 31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 32号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 33号 農地造成工事届出について
- 日程第 5 議案第 34号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について
- 日程第 6 議案第 35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 7 議案第 36号 非農地証明願について
- 日程第 8 報告第 8号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後 2 時 3 0 分

事務局（加藤 敦事務局長） 委員の皆様、こんにちは。

暑さも少し和らいではきましたけれども、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況は、総員 2 5 名、出席委員 2 3 名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

このところ朝晩はちょっと涼しくなったかなと思いますが、連日大変暑い日が続いております。

今月は、神奈川県農業会議としまして、2 1 日に神奈川県黒岩知事と意見交換を行いました。その中で、藤沢市の農業委員会の中でもいろいろ出ておりました野焼きの問題ですとか、あるいは農業に対する啓発、そういったことをお願いしてまいりました。

また、後継者や担い手が非常に少なくなっている現在でございますので、後継者、担い手をもっともっとふやすような対策をぜひお願いしますということも申し述べてまいりました。

そのほかに、小田原地区からジャンボタニシの件で要望がございました。小田原や平塚ではかなり被害が出ているということで、対策についての要望も出されておりました。

そのほかに、綾瀬の飛行場が一部返還されたということでございますので、その飛行場の利用方法についても、何か農業に直結できないかということも要望が出ておりました。

また、毎月行われております神奈川県農業会議の常設審議委員会でございますが、その中で、この暑さの関係でしょうか、農機具の事故の報告がございま

した。

川崎市では、傾斜している農地でトラクターを操作していて、回転するときにバランスを崩してトラクターごとひっくり返って下敷きになって亡くなってしまったという事例がございました。

また、川崎市は、このあたりと同じで都市型農業ですから、畑のすぐ横にまで家が建っているわけですね。家が建っているということは、ブロックの塀があります。事故が起きたのは、歩行型の耕運機で端から際までうなっていて、刃に挟まれて、どうしても取り外せなくて耕運機ごと病院に運びましたけれども、その方も亡くなられたということです。

そのほかにも刈払機の事故とか、昨今の暑さの中で熱中症のことが新聞等にもよく出ております。草むしりをしていて熱中症で亡くなった方もいらっしゃいます。畑で作業をするときには、一人で作業をしていることもございますので、どうしても発見が遅くなるというのが現実だと思います。

皆様方も、畑、田んぼ等を回るときには声がけをしていただいて、もし発見した場合には、できるだけ早く、適切に対応していただきたいと思います。これも農業委員の一つの役割ではないかと思っておりますので、お願いをいたします。

それでは、8月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（加藤 敦事務局長） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、3番の吉原 豊委員と4番の熊山直行委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） それでは、日程第1、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の解約申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、貸主が農地売買のために解約申し出をするものとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第30号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第30号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号、1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男2、女2。所有面積、159a。耕作面積、159a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤字琵琶島。地番は記載のとおり。地目、畑。地積、1,949㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由は、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

8番、古谷委員。

8番（古谷修一委員） 本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線にある「六地蔵」交差点から西に約600mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人の父と面談いたしました。

譲受人は、ハウストマト・露地野菜等の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第31号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第31号について、許可することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第3、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第3、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号、1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、63a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、遠藤字都築山。地番、記載のとおり。地目、畑。地積、1,412㎡。権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日、当初より。

続きまして、地区、藤嶋・村岡・明治。番号、2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、29a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、大庭字聖ヶ谷。地番、記載のとおりで5筆。地目、いずれも畑。地積、5筆合計2,262.61㎡。権利の種類、所有権移転。転用目的、資材置場。立地基準、第2種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

説明は以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、宮治時男委員。

18番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤矢向」交差点から北西側に約70mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

農地の区分は、前面が4mを超える道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には遠藤丸山公園と矢向公園があるため、「第3種農地」と

種農地」と判断いたしました。

譲受人は、二宮町で建設業を営んでおり、本社のほかに大磯町に資材置場を所有しておりますが、今後、藤沢市及び県東部地区で本格的に事業展開を計画しており、資材置場として適地を探しておりました。

当該地は、市内各所、また新湘南バイパス等へのアクセスもよく、面積も必要十分で最適な土地であると判断したとのことです。

当該地は、東側及び南側が道路、西側が山林、北側が道路及び畑となっておりますが、東側道路を除く隣地との境界には、地上高30cmを確保するようにコンクリートブロック2から3段を積み、土砂等の流出を防ぎます。

東側については、出入口10mを除き、地上高40cmを確保し、コンクリートブロック2段を積み、出入口は1.8パーセントの勾配でスロープをつくれます。

敷地内については、通路部分は転圧の上、砂利敷きとし、ほかのスペースは整地のみを行い、ローラー等を用いた転圧は行いません。

雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

また、当該地は、引地川の特定都市河川流域内にあり、転用面積が1,000㎡を超えますが、県との協議の結果、形質の変更面積が1,000㎡に満たないため、特定都市河川の申請は不要であるとのことです。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、近隣の農地等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

ないようでございますので、採決をいたします。

議案第32号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第32号について、承認することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第4、議案第33号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地造成工事届出について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、葛原字聖台、地番、記載のとおり。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1,473㎡。内容は、畑の改良。工事期間は、通知日から令和2年2月29日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおり。

続きまして、番号2。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、瀬郷字大六天、地番、記載のとおり。地目、いずれも田。地積、2筆合計1,375㎡。内容は、田から畑へ変更。工事期間は、通知日から令和元年12月31日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおり。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

6番、上田委員。

6番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、「葛原スポーツ広場」の北西に約670mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

申請地は、長年耕作されていなかったために土がかたくなっていることや、全面に芝が植えられていることから土の入れ替えを行うものです。

工事の概要といたしましては、周囲の境界から50cm内側を1.0m掘削し、黒土を搬出した後、畑に適した良質土を搬入するものです。

搬入土量及び搬出土量につきましては、約1,120立方メートル、1日当たり8トン車で10台、土の採取場所及び搬出場所は、相模原市にある土砂ス

トック場です。

また、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」にかかる手続きが行われていることを確認しております。

なお、造成工事後は、キャベツやニンジン等各種野菜を栽培する計画となっております。

今回の農地造成工事に当たり、地区委員の私、上田と漆原委員、事務局の落合さん、工事施工業者、土地所有者及び耕作者で事前に現場立会を行い、施工方法を確認し、地区協におきましても、工事施工業者及び耕作者と面談し、大型車両の通行の安全、畑に適した良質な土の搬入、関係機関との十分な協議などについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

一つだけ確認ですが、畑の改良ということですが、長い間、畑として使っていなかったということですが、どういうわけで、それが畑に適さないんですか。

4番、熊山委員。

4番（熊山直行委員） 芝をつくってあって、芝の消毒が蓄積しているのではないかと、野菜の出荷先が、農薬に対してすごく敏感なところなので、一応土壌改良をしたいということでした。

地区協では、土壌の農薬を調べてもらったかどうかという話も出ましたが、とりあえず業者が入っているので、結局、1 mとって、1 m以上は掘らないという約束で土壌改良を承認したというところですよ。

議長（齋藤義治委員） 次に入れる土は、きちっとした調査をしているんですか。

4番（熊山直行委員） 業者の赤土でやっていくということは確認しています。

議長（齋藤義治委員） これは、届出人も耕作者も綾瀬の方ですけれども、この耕作者は、どういう方ですか。

事務局（草柳真治主幹） 耕作者の方は、綾瀬でやっている方で、藤沢市にも農地をお持ちの方です。それで、無農薬で栽培をされているということは聞いており

次に移ります。

日程第6、議案第35号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明いたします。

地区、六会・長後。番号、1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、今田字広町。地目、田現況畑。地積、2筆で1,948㎡。区域区分、調整（農用地）。相続開始年月日、平成30年10月28日。経営面積、2,704㎡。現地確認日、令和元年8月20日。

続きまして、番号、2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、長後字下分が2筆、同字中分が5筆、同字宿下分が3筆、同字山王添が5筆。地目、記載のとおり。地積、15筆で合計7,880㎡。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、平成30年12月22日。経営面積、8,658㎡。現地確認日、令和元年8月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

9番、桐ヶ谷委員。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 本件につきましては、令和元年8月20日に地区委員の私、桐ヶ谷と、相続人の妻、事務局の伊藤さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、今田字広町の2筆でキウイ・カキ等の果樹及びネギ、サトイモ、落花生等の野菜が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

7番、井上委員。

7番（井上哲夫委員） 本件につきましては、令和元年8月15日に地区委員の私、井上と、相続人、事務局の落合さんで現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、長後字下分の2筆はサトイモ・サツマイモ、その下の長後字中分の1筆は玉ネギの作付け準備中、長後字宿下分の3筆はナスやネギなどの露地野菜及びハウストマト、その下の長後字中分の4筆はハウストマト、ハウスキュウリ、長後字山王添の5筆は秋野菜の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ―
―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第35号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第35号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第36号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは「非農地証明願について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号、1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、遠藤字窪。地目、2筆ともに畑。地積、合計で231㎡。内容、昭和60年頃からテニスコート用地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成19

年航空写真。現地確認日は、令和元年8月14日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

18番、宮治時男委員。

18番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤松原」交差点の南西に約400mの土地になります。

資料は18ページをお開きください。

申請者は、遠藤字窪の土地について、昭和60年頃からテニスコート用地として利用し、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和元年8月14日に地区委員の私、宮治と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおりテニスコート用地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第36号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第36号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、報告第8号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第 8、報告第 8 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、まず 1 1 ページから 1 2 ページまでが「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が 1 件、藤鶴・村岡・明治地区が 5 件、合計 6 件となっております。

続きまして、1 3 ページから 1 6 ページまでが「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が 4 件、藤鶴・村岡・明治地区が 1 1 件、合計 1 5 件となっております。

説明は以上になります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 8 号を終了いたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 各地区協でご説明をいたしましたけれども、今年度も農地パトロールに御協力をお願いしたいと思っております。

「調査期間」につきましては、委員さんから見直し等の御意見などもいただきましたけれども、神奈川県あるいは農地中間管理機構への通知の時期等を鑑みまして、今年度も 9 月 1 日から 9 月 2 0 日までとさせていただきますので、御了承ください。

実施方法等につきましては、地区協でお話ししましたとおり、ほぼ例年どおりとなっております。

農地パトロールを実施した後は、遊休農地が認められた箇所につきましては、

意向調査ないしは文書での指導に進んでいきますので、御承知おきください。

また、実施に際して、もし不明な点等が生じた場合には、その都度、事務局までお問い合わせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） この件について、何か御質問等ございませんか。

農地パトロールは毎年やっていますが、何か感ずるところとかありましたら
お願いいたします。

—
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、以上をもちまして、8月の総会
を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をしていただき
まして、誠にありがとうございました。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時50分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)